

広島市植物公園インターンシップに関する協定書

広島市植物公園インターンシップ実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第3項の規定に基づき、広島市植物公園（以下「甲」という。）と_____（大学等）（以下「乙」という。）の間において、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、乙に在籍する学生等の職業意識の向上及び市政に対する理解の促進を目的とし、乙の学生等を実習生として受け入れるものとする。

（実習生の氏名等）

第2条 実習生の氏名、実習期間及び受入部署は受入決定通知のとおりとする。

（実習生の身分）

第3条 実習生は、乙の学生等としての身分を有する。

（報酬等）

第4条 甲は、実習生に対して、賃金、報酬、手当及び旅費等その他一切の金品を支給しない。

（実習に専念する義務）

第5条 実習生は、甲の職員の指示に従い実習時間中は実習に専念しなければならない。

（法令遵守義務）

第6条 実習生は、実習期間中は、甲の職員が遵守すべき法令等を遵守しなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第7条 実習生は、甲の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第8条 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

2 実習生は、前項に基づく報告又は論文等を書いてはならない。

3 実習生は、甲の書類等を引用して実習成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

（実習中における事故責任等）

第9条 乙及び実習生は、実習期間中の事故等に備えて、災害傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

2 実習生が、故意又は過失により甲に損害を与えたときは、乙及び実習生は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。

3 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、乙及び実習生がその損害を賠償しなければならない。

4 実習生が第三者に与えた損害等により、甲が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、乙及び実習生は当該賠償により甲が被った損害の補填をしなければならない。

(実習生の提出書類)

第10条 実習生は、前5条の規定を遵守するため、甲に対して、要綱第9条に定める誓約書を提出しなければならない。

(実習の中止)

第11条 甲は、実習生が前6条の規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。この場合、甲は乙にその旨通知するものとする。

(その他)

第12条 本協定書に定めのない事項若しくは疑義が生じたとき、又は改正の必要が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

附 則

本協定は、締結の日から発効する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名捺印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 広島市佐伯区倉重三丁目495

広島市植物公園長 世羅 徹哉

印

乙

印